

金融機能強化法等の改正の方向性

2025年10月28日

目 次

- 1. 金融機能強化法の沿革等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2. 資本参加制度等の期限延長・拡充の方向性・・・・・・・・ 10
- 3. 資金交付制度の期限延長・拡充の方向性・・・・・・・・ 27

1. 金融機能強化法の沿革等

● 法律の名称・目的

「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」

[第1条]

この法律は、金融機関等をめぐる情勢の変化に対応して金融機関等の金融機能の強化を図るため、金融機関等の資本の増強等に関する特別の措置を講ずることにより、金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化を期し、もって信用秩序の維持と国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

● 制度の概要

資本参加制度

〔施行：2004年8月
申請期限：2026年3月末〕

地域における経済の活性化や円滑な金融仲介機能の発揮等を図るために、自己資本の充実により経営基盤を強化しようとする地域金融機関等に対し、国（預金保険機構）が優先株式の引受け等による資本参加を行う制度。

資金交付制度

〔施行：2021年7月
申請期限：2026年3月末〕

合併・経営統合等の事業の抜本的な見直しを実施する地域金融機関等に対し、経営基盤強化に必要な追加的な初期コスト（情報システム整備等）の一部について国（預金保険機構）が資金交付を行う制度。

2002年	金融再生プログラムの公表
2003年	金融審議会において検討
2004年	金融機能強化法案を国会に提出・成立 ⇒ 8月1日施行（申請期限：2008年3月末）
	<リーマンショック>
2008年	改正（申請期限の延長、資本参加要件の緩和等） ⇒ 12月17日施行（申請期限：2012年3月末）
	<東日本大震災>
2011年	改正（申請期限の延長、震災特例の創設） ⇒ 7月27日施行（申請期限：2017年3月末）
2013年	改正（震災特例の一部（優先出資の消却方法の弾力化）の本則化） ⇒ 2014年3月6日施行
2016年	改正（申請期限の延長） ⇒ 12月2日施行（申請期限：2022年3月末）
	<新型コロナウイルス感染症>
2020年	改正（申請期限の延長、コロナ特例の創設） ⇒ 8月14日施行（申請期限：2026年3月末）
2021年	改正（資金交付制度の創設） ⇒ 7月21日施行（申請期限：2026年3月末）

- 金融再生プログラム（抄）（2002年10月30日）

1. 新しい金融システムの枠組み

- (3) 平成16年度に向けた不良債権問題の終結

金融機関の不良債権問題の解決に対して政府が積極的に関与するとの立場から、以下の措置を講ずる。

- (ウ) 新しい公的資金制度の創設

金融システムの安定に万全を期しつつ、不良債権問題を終結させるため、迅速に公的資金を投入することを可能にする新たな制度の創設の必要性などについて検討し、必要な場合は法的措置を講ずる。

- 金融審議会金融分科会第二部会報告（抄）（2003年7月28日）

2. 公的資金による資本増強についての基本的考え方

- (2) 現行制度とは別の公的資金制度についての考え方

収益力改善等に向けた経営改革を行い健全な金融機能を発揮し得る金融機関を対象として、その自己資本を厚くし得るよう、公的にサポートする仕組みを設けることが考えられる。地域金融機関であっても、その金融機能が低下すると、地域によっては、地域経済に重大な支障を招く可能性があることから、公的に資本増強をサポートして金融機能の強化を図り、地域経済の下支えをする必要がある場合が考えられる。また、健全な金融機関について、市場環境によってはリスク・プレミアムが増大し、増資コストが過大になる可能性があるため、増資を公的にサポートする場合が考えられる。

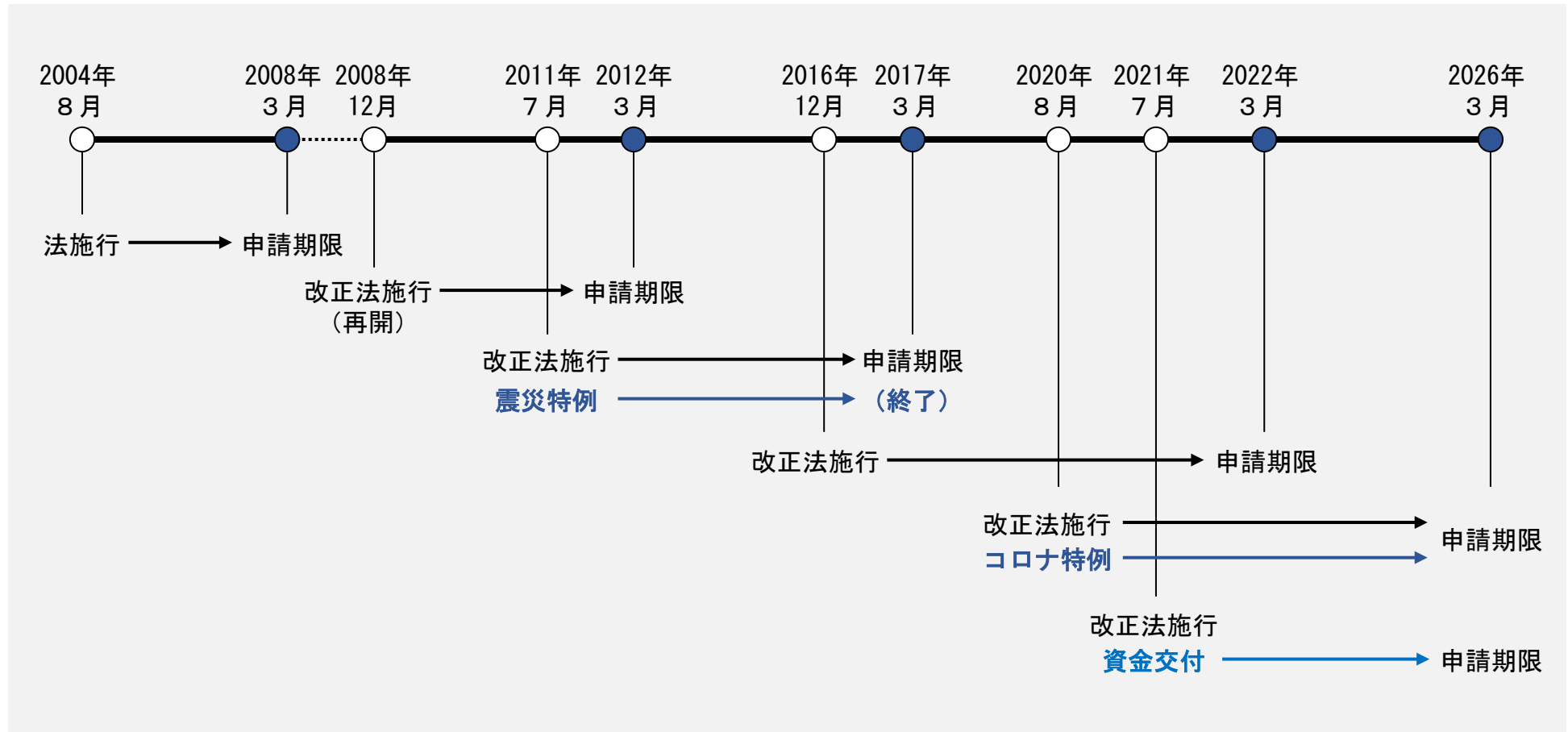
- 衆議院本会議における法案趣旨説明（抄）（2004年3月11日）

現下の経済情勢のもと、地域経済の活性化等が課題となる中で、我が国の金融機関等においては、企業再生や不良債権問題への対応など、リスク対応のための体力を高めることが重要となっております。

金融機能強化法の申請期限

- 資本参加制度（本則）の申請期限は過去4回延長されており、その延長幅は4～5年。
- 資本参加制度（本則・コロナ特例）・資金交付制度のいずれも、**現行法上の申請期限は2026年3月末**。

[→ : 資本参加（本則） → : 資本参加（特例） → : 資金交付]



(参考) 金融機能強化法に関する政府文書

● 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025年改訂版（抄）（2025年6月13日閣議決定）

VIII. 地方経済の高度化

2. 企業資金の地方への呼び込み

⑥地域金融力の強化

地域外からの企業の投資の呼び込みも含めて、地域金融機関による融資にとどまらない金融仲介機能の発揮の後押しを監督指針等により促進し、こうした幅広い金融仲介機能の発揮のために**地域金融機関自体の経営基盤を強化（資本参加先の適切な経営管理と業務運営の確保策を含む資本参加制度や資金交付制度の延長・拡充等の検討）**していく。そのため、**地域金融関連施策をパッケージ化して「地域金融力強化プラン」**を年内に策定し、強力に推進していく。

● 地方創生2.0基本構想（抄）（2025年6月13日閣議決定）

第3章 地方創生2.0の起動

6. 政策パッケージ

(2) 稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生～地方イノベーション創生構想～

②人材の「新結合」：多様な主体の連携による地域の支援体制の構築とイノベティブな人材の呼び込み

i. 地域経済の更なる成長に向けた地域金融力の強化

地域経済の更なる成長に向け、地域金融が地域の多様なステークホルダーと連携しつつ、融資にとどまらない多様な金融仲介機能を発揮することが重要であり、今後、地方創生2.0に向けた地域金融力を強化するため、地域の事業者に対する経営改善・事業再生等の支援や事業性融資の推進を含めた地域金融機関による地方創生の取組の後押しとともに**地域金融機関自身の経営基盤強化（資本参加先の適切な経営管理と業務運営の確保策を含む資本参加制度や資金交付制度の延長・拡充等の検討）**を柱とする**地域金融力強化プラン**を策定し、推進する。

● 2025事務年度金融行政方針（抄）（2025年8月29日金融庁公表）

1. 金融機能の更なる発揮を促し、持続的な成長に貢献する

(1) 事業者の持続的な成長を促す金融機関の取組の推進

①地域金融力強化プラン

- 地域金融機関が、安定的に地域金融力を発揮するための制度的な環境整備として、**金融機能強化法の資本参加制度や資金交付制度の期限延長・拡充などを検討する**。その際、**資本参加先において極めて不適切な業務運営が長年にわたり続けられた事案も踏まえ、対象金融機関の適切な経営管理・業務運営の確保にも十分留意する**。

(参考) 金融機能強化法に関連する主なご指摘①

【金融審議会総会（2025年6月25日）】

- 地域で預金や貸出し、大きなシェアを持っている地域金融機関、こういう機関が地域金融力を発揮していくためには、現在の資本参加制度、あるいは資金交付制度というのは、これからますます必要になってくるのではないかと。そういう意味では、ぜひ内容を拡充していただきたい、使いやすい制度にしていきたい。
- 現在、あるいは将来の日本社会、日本経済において、地域金融力の問題が極めて重要な課題。この点について、金融機能強化法は一定の機能を果たしてきたと評価できるのではないかと。大規模災害の特例についても、東日本大震災の対応で、これが大きな役割を果たしたことは言うまでもない。これからの様々な災害にタイムラグなしに、適時適切に対応できるということは重要なのではないかと。
- 特に地方の場合は高齢化が進んでいるので、統合等、あるいは様々な合理化によって、一方で金融難民が生まれてしまうという可能性もあるので、その点も念頭に置いてしっかりとどういうモデルをつくっていくのかということを考えていただきたい。
- 地域金融の背景、最終的な目的は、地域経済の活性化というふうに理解。その目的に鑑みて、本当に必要な支援なのかというのは常に考えながら進めていく必要がある。
- 地方の金融機関の問題は、人工知能、AIをどういうふうに入れ込んでいくかということ是非常に大きなテーマになっている。地銀や信用金庫においては、人工知能投資、IT投資がもう限界でできない。この投資をどういうふうにして補完できるか、サポートできるかというような議論があったほうがよい。
- 金融機能強化法の活用がそれぞれどのような効果を持ったのか、それをもう一度確認するところから始めるべき。
- 政府の資金を注ぐということで期待される効果は何なのか、それを後で検証するために、こういったフォローアップをしていく必要があるのかということ、中長期的に幅広くフォローしていくことがEBPMの観点からも重要なのではないかと。
- 国のお金を使わせていただくというのは、他の業種にはない、大変ありがたい仕組みであるので、金融機関には、より一層高い規律が求められてしかるべき。
- 公的資金を投入しながら不祥事が起きている金融機関も存在していることは大変問題。監督・モニタリングをどうやっていくかということの議論が必要だが、そもそものガバナンス、これについてもしっかりと強化を図っていただくという方向で議論が深まることを期待している。
- 金融機能強化審査会の役割というもの是非常に重要ではないかと。信用組合など、現行法では審査会の枠外に置かれているような事案もあるかと思うが、そのような場面も含めて、審査会の機能を強化・充実していくことを考えていただきたい。

【第1回 地域金融力の強化に関するワーキング・グループ (2025年9月5日)】

- 人口減少の問題は非常に深刻。マーケットが小さくなる以上は、それに合わせて金融機関も統合をしていかざるを得ない。その意味で、これまでどおり、金融機関の経営統合を後押ししていくような施策を続けることには賛成である。地域金融機関による資本性資金の供給を後押しする場合、やはりある程度規模がないとなかなかそんなリスクは負えないところもあるだろうと思うので、その意味でも経営統合は必要なことかと思う。
- 今と同じだけ地域にそれぞれの地域金融機関があるのが本当に望ましいのか、あるいはもっと率直に言えば持続可能なのか。そう考えていくと、地域金融機関の経営統合は避けて通れないのではないかと。これまで特に直近5年間はまずは同じ地域内の金融機関同士の統合という形で進んでいたかと思うが、むしろ隣県、さらにその周辺まで含めた広域の統合みたいなものをどんなふうに進めていくのかが非常に大きな問題になってくる。
- 自らの収益モデルを、企業支援を通じて共通価値を創造する事業性評価型へとシフトしていくことは不可欠。そのためには、職員の人材育成、専門性強化、データやITを活用したモニタリング体制の整備、広域連携、共同化、あるいはさらに進んで経営統合によるなどして経営効率化を進めていくことが不可欠。特に非競争分野でのコスト増については、共同化で効率的に対処する動きが広がるように、政策当局として積極的に対応して欲しい。
- 預金の受入、決済、貸付の3つの機能別に銀行の最適密度について考えるというのがよいのではないかと。決済と預金の機能というのは、長期的には大きな単位で実施するというのをしないとインフラコストが維持できなくなるであろう。今後新規の長期投資を多く行うに当たり、統合の可能性をにらんだ共通化を含め考えていく必要がある。
- マネロン、サイバーセキュリティなどのコストの上昇とか、継続的にIT投資が必要になることを考えると、システムコスト、間接コストを抑えていくためには、共同化、さらに踏み込んで統合など、規模をある程度大きくしていくことをやっていかないと立ち行かなくなる可能性もある。
- 金融機能強化法で7件の経営統合や合併が実現したとのことだが、この政策を延長・拡充していくということであれば、これらの銀行の経営基盤をどれくらい改善したのかを検証する必要がある。
- 資本参加と資金交付の実態について、まだ十分に効果が現れるには時期尚早だという点はあるかもしれないが、現時点でできるような検証を行って、教えてほしい。
- 資金交付制度の創設などの環境整備がどの程度機能したのか、そこに課題は生じているのか、その課題はすぐに対処すれば解消するのか、やはり抜本的に見直さないといけないのか、ぜひ検証していただきたい。
- 地域金融機関、特に協同組織金融機関のガバナンスについては非常に課題がある。しっかりとした議論が必要。また、経営が悪化している地域金融機関にどのようなスタンスで金融庁の監督強化をしていくのかについても検討が必要。
- 変革に臨む金融機関の経営者の問題、すなわちガバナンスの問題も重要。悪さをさせないというガバナンスだけでなく、攻める方のガバナンスの点も重要。

【第2回 地域金融力の強化に関するワーキング・グループ (2025年10月2日)】

- 地域金融機関には、成長資金の供給といった金融機関本来の役割のほか、地域課題の解決などの公的な役割が期待されている。きちんとその役割・期待に応えられるようにするための環境整備は、合理的かつ必要なことだと感じており、資本参加制度及び資金交付制度は、地域金融機関に求められている役割・期待に鑑み、存続させるべき。
- タイムフレームを考えたときに、まず優先的に議論をしなければならないのは、やはり資本参加制度と資金交付制度。
- まずは時間との関係もあるので、来年の3月に期限が来る資本参加制度及び資金交付制度にフォーカスした上で、時限をどうするのか、次に何か制度自体に見直す改善の余地はないかという観点から議論をしていくことが重要。
- 様々な金融機関からの御要望は、コスト面については、災害対策支援のための期限延長、特例措置、それから、システムのリプレイス、交換に際しての共同化費用の補助といったようなところが共通していた。
- 資本参加制度の延長・恒久化について、大規模災害時の備えとして要望されている点は理解。ただ、リーマンショックの際には本則改正による要件緩和、コロナ禍においては特例措置が講じられるなど、経済危機の内容に応じて異なる対応がされてきた。銀行界としては、今後こうした制度を発動する要件をどのように具体的に整理するのが望ましいと考えているのか。
- 様々な環境変化により、地域金融システムの強化は待ったなしの課題。今回の制度延長や見直しを、個々の合併・経営統合案件、あるいは既存の共同システムのインフレ分の支援上限の引上げといった論点にとどめることなく、マネロンやサイバーなど課題対応のための追加的なシステム共同に向けて、金融機関の背中を押すような制度設計は考えられないか。
- 非競争領域でのシステム事務共同化、さらには、経営統合における経営基盤強化を後押しするようなインセンティブ設計についても考えていく必要がある。さらには、資本参加制度や資本交付金制度を継続・拡充する場合には、共同化の支援や地域の防災力向上にどのような形で資するのが論点になる。
- デジタル技術導入など管理システム等での共同化は進めるべき。他方、意欲ある事業者とそうでない者との競争も必要。地域金融力の強化の目的が維持にとどまらず成長につながるように、競争領域をどう設定して、それをどう扱っていくのかという整理も必要ではないか。合併は延命策ではなく成長のための第一歩であるという認識を強くすべき。
- 資本参加制度も資金交付制度も、基本的に金融機関を直接的に助けるためではなく、地域社会に何らかのベネフィットを提供できるから持続強化するというのではないか。その意味で、継続強化については賛成だが、合併・経営統合であれば規模の利益によるコスト低下や先行している金融機関からのノウハウ移植によって地域全体のベネフィットが明確に見えてくる一方、共同化に対しても資金を提供するというのが、具体的に地域社会にどのような意味をもたらすのか。

2. 資本参加制度等の期限延長・拡充の方向性

金融機能強化法に基づく資本参加制度の概要

- 金融機関は、**資本参加の申請をする場合には経営強化計画を提出**。国は、その計画の内容等を審査し、資本参加の是非を決定。資本参加後は**計画の履行状況をフォローアップ**。
- 資本参加に用いる「**公的資金**」は、預金保険機構が**政府保証付で市場から調達した資金**（「税金」ではない）。

① 申請（申請期限：2026年3月末）

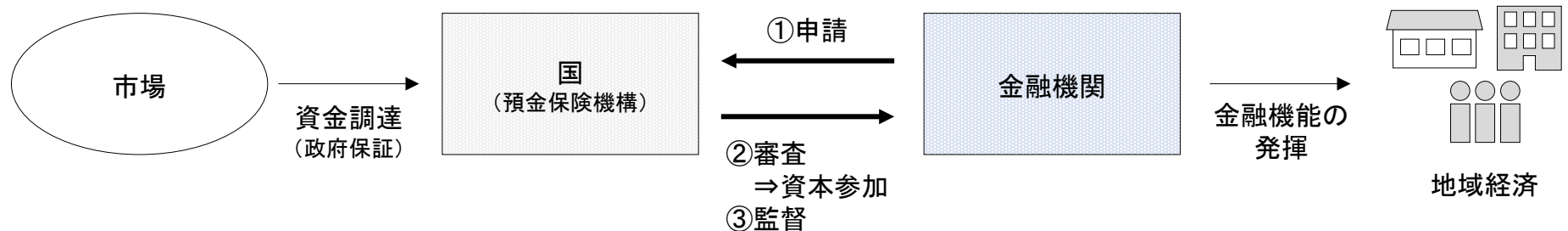
下記を記載した経営強化計画を策定して提出

- ・ 計画期間（3年以内）
- ・ 収益性や効率性の目標
- ・ 従前の経営体制の見直し等責任ある経営体制の確立
- ・ 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化（数値目標を含む）
- ・ 資本参加の額、内容 等

② 審査

下記の基準を満たす場合に国が資本参加

- ・ 収益性や効率性の向上が見込まれること
- ・ 地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化等が見込まれること
- ・ 公的資金の回収が困難でない（概ね15年以内に返済できる見込みがある）こと
- ・ 適切な資産査定がなされていること
- ・ 破綻金融機関や債務超過の金融機関でないこと 等



③（通常のモニタリングに上乗せして行う）監督

- ・ 金融機関は、当局に対し、半期ごとに計画の履行状況を報告
- ・ 当局は、当該報告を公表、フォローアップ（必要に応じて更なる報告徴求等の措置を講じる）
- ・ 計画期間終了後、金融機関は、新たな計画を策定して承認を受ける必要（3年ごとのローリング）

金融機能強化法の震災特例とコロナ特例の概要

- 東日本大震災や新型コロナウイルス感染症の影響により自己資本の充実が必要となった金融機関を対象に、震災特例やコロナ特例を創設（いずれも法律改正を実施）。※震災特例は2017年3月末に申請期限切れ。
- これらの特例では、対象となる金融機関が置かれた状況やその役割を踏まえ、資本参加を通じた金融機能の発揮を促し、地域の復興や地域経済の再生に貢献できるよう、経営強化計画の記載事項や審査基準を緩和。

① 金融機関が申請時に提出する経営強化計画の内容

[通常]

計画期間（3年以内）

収益性や効率性の目標

経営体制の見直し等の責任ある経営体制

中小企業に対する信用供与の円滑化
（数値目標を含む）

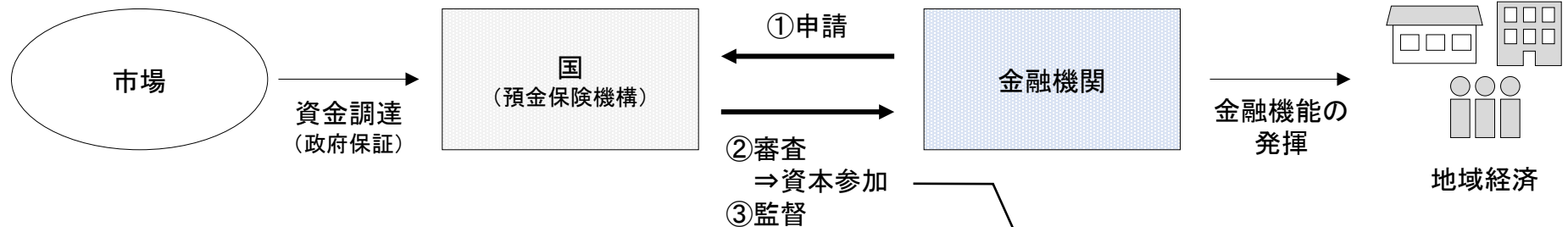
[特例]

⇒ 5年以内

⇒ 求めない

⇒ 求めない

⇒ 数値目標は求めないが震災からの復興／地域経済の再生に資する方策の策定を求める



② 国の審査基準

[通常]

収益性や効率性向上の見込み

概ね15年以内の公的資金返済

適切な資産査定

[特例]

⇒ 求めない

⇒ 期限は設けない

⇒ 利用可能な直近の情報に
基づく適切な資産査定

国による資本参加の方法

[通常] 原則優先株（銀行の場合）

⇒ [特例] 普通株や劣後債も可とし、
配当率も通常より引下げ

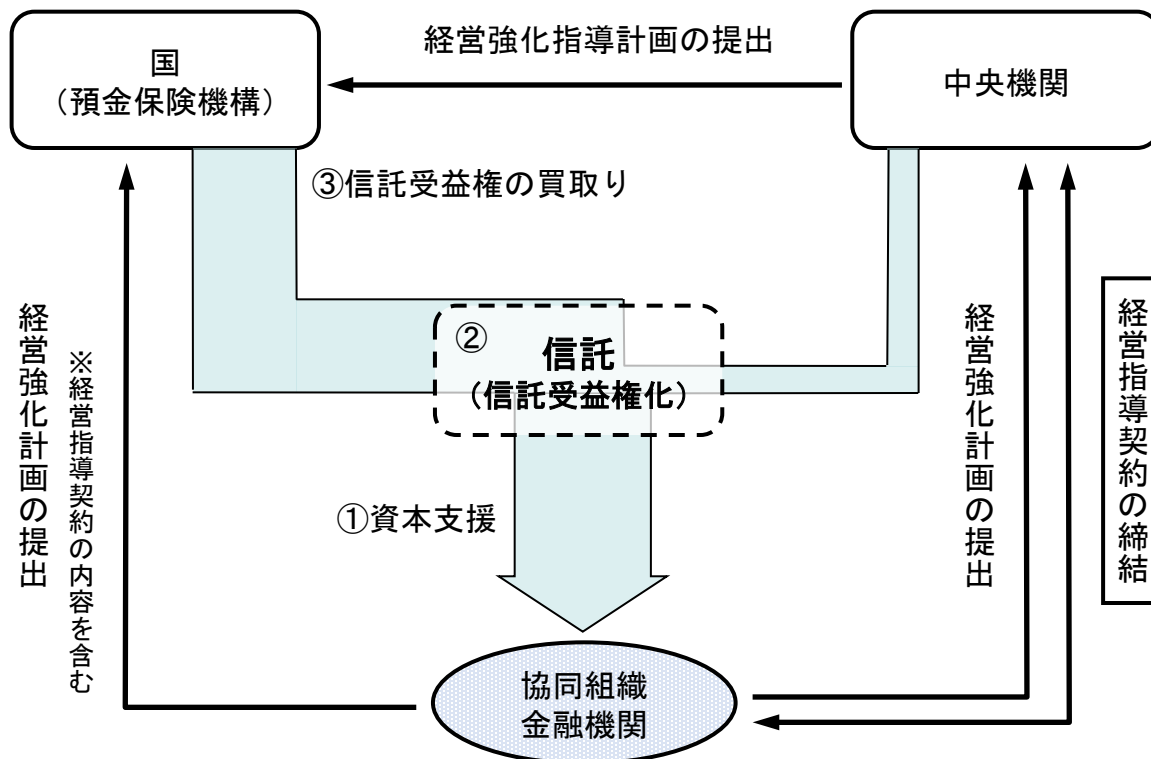
震災特例における協同組織金融機関向けの枠組み

- 東日本大震災の著しい影響を受け、財務の状況を確認することが困難となった協同組織金融機関向けに、震災特例の中で更に**特別の枠組み**を整備。東北地方沿岸部に所在する**4つの信用金庫・2つの信用組合**が活用。

※営業地区や会員・組合員資格の限定、指導的役割を担う中央機関の存在といった協同組織金融機関の特性を踏まえた特例。

- 具体的には、

- ・ **中央機関と経営指導契約を締結**した協同組織金融機関に対し、**国と中央機関が共同で資本参加**。
- ・ 資本参加から原則10年（延長可で現在は14年）経過後に、**財務の状況が一定程度以上悪化している場合には、資本整理を含む事業再構築を実施**。※経営が改善した場合には、通常の震災特例の枠組みに移行。



〔資本参加の具体的な流れ〕

- ①中央機関が協同組織金融機関に優先出資等により資本支援
- ②中央機関が取得する優先出資等を信託受益権化
- ③国が信託受益権の一部を買い取ることで、実質的に国と中央機関が共同で資本参加

※国と中央機関の配分は、資本参加額のうち、50億円以下の金額について8：2、50億円超の金額について9：1が目安（金融機能強化法ガイドライン）

(参考) 資本参加制度の本則と特例の比較

		旧本則（2004年制定時）	現行の本則（2008年改正）	震災特例（2011年改正）※ コロナ特例（2020年改正）
経営強化計画記載事項	計画期間	3年以内	3年以内	5年以内
	収益性や効率性の目標	必要 （不良債権処理目標も必要）	必要	求めない （収益の見通しのみ）
	経営体制の見直し （経営責任）	自己資本比率が基準未満の場合 ⇒経営責任・株主責任の明確化 抜本的な組織再編成を行わない場合 ⇒目標未達時の経営責任の明確化	一律には求めない	求めない
	信用供与の円滑化	中小企業向け貸出比率の向上等の 数値目標を含む方策	中小企業向け貸出比率の向上等の 数値目標を含む方策	被災地域の復興・地域経済の再生に 資する方策（数値目標なし）
審査基準	収益性や効率性向上の 見込み	必要	必要	求めない
	公的資金の返済期限	概ね15年以内	概ね15年以内	設けない
	適切な資産査定	必要	必要	利用可能な直近の情報に基づく 適切な資産査定が必要
	地域経済での不可欠性 （一定のシェア等）	自己資本比率が基準未満又は 協同組織金融機関の場合は必要	自己資本比率が基準未満又は 協同組織金融機関の場合は必要	求めない
	地域での自力増資・ 事業再構築	必要	求めない	求めない
資本参加の手段		[銀行] 原則、優先株式 [協同組織金融機関] 優先出資・劣後ローン	[銀行] 原則、優先株式 [協同組織金融機関] 優先出資・劣後ローン	[銀行] 左記に加え、 普通株式・劣後債・劣後ローン [協同組織金融機関] 優先出資・劣後ローン
申請期限		2008年3月末	2026年3月末	[震災特例] 2017年3月末（申請期限切れ） [コロナ特例] 2026年3月末

※震災特例においては、東日本大震災の著しい影響を受け、財務の状況を確認に見通すことが困難となった協同組織金融機関向けに更に特別の枠組みを整備。

協同組織金融機関における優先出資の消却

- 協同組織金融機関の資本調達は、**会員・組合員からの普通出資によることが原則**であるが、協同組織金融機関の自己資本の充実に資するため、**優先出資法**（協同組織金融機関の優先出資に関する法律）により、**普通出資を補完する制度として、会員・組合員以外の者からの優先出資を可能とする制度**を創設（1994年4月1日施行）。
- 優先出資の消却原資は、**原則として剰余金と普通出資の増加分に限定**。一方で、**金融機能強化法に基づく資本参加の場合には、法定準備金・資本準備金・資本金（資本金等）を減少させ、剰余金に振り替えて消却原資とする特例**が認められており、**剰余金が優先出資の発行額に達していなくても優先出資の消却が可能**。

● 第2回ワーキング・グループにおける全国信用金庫協会からの要望

- ・ 金融機能強化法に基づき優先出資を発行した協同組織金融機関は、法定準備金、資本準備金あるいは資本金を原資とした消却が可能となっている（同法第8条の2、3）。
- ・ 他方で、業界支援等により優先出資を発行した場合には消却方法が限定されており、上記のような資本消却ができず、資本供与後に自己資本比率が十分な水準に回復したとしても、供与資本の返済が進まない一等の問題が生じていることから、**優先出資法上も自己の優先出資を柔軟に消却できるように手当ていただきたい**。

● 優先出資の消却のイメージ

※消却の具体的な流れは以下のとおり。
①現金で自己優先出資を取得
②消却原資をもとに自己優先出資を消却

資産	負債・純資産
現金 150	負債 300
その他の資産 450	
	剰余金 50
	資本金等 250
	優先出資 100
	その他出資 0
	普通出資等 150

優先出資法

剰余金を原資として消却
〔資本金等の額は変わらず、消却分はその他出資に振替〕

資産	負債・純資産
現金 100	負債 300
その他の資産 450	
	資本金等 250
	優先出資 50
	その他出資 50
	普通出資等 150

金融機能強化法の特例 (優先出資法上は不可)

更に、資本金等を減少させ、
剰余金に振り替えて消却可能

資産	負債・純資産
現金 50	負債 300
その他の資産 450	
	資本金等 200
	優先出資 0
	その他出資 50
	普通出資等 150

金融機能強化法に基づく資本参加実績

■ 本則・震災特例・コロナ特例を合わせて、約7,402億円（うち国は約7,257億円）の資本参加を実施。

<本則>

資本参加額 4,675.4億円（銀行分：3,205億円、協金分：1,470.4億円）
現在残額 1,560.4億円（銀行分：90億円、協金分：1,470.4億円）

金融機関名	資本参加日	資本参加額	一斉取得日・返済日 信託・引受期間	資本参加方式
① 紀陽銀行	2006年11月	154億円 161億円	2012年 9月 2013年 9月	優先株
② 豊和銀行	2006年12月	90億円	2014年 3月	優先株
③ 北洋銀行	2009年 3月	300億円 700億円	2013年 7月 2014年 7月	優先株
④ 福邦銀行	2009年 3月	60億円	2021年10月	優先株
⑤ 南日本銀行	2009年 3月	150億円	2022年 9月	優先株
⑥ みちのく銀行	2009年 9月	200億円	2023年 9月	優先株
⑦ きらやか銀行	2009年 9月	200億円	2012年12月	優先株
⑧ 三十三銀行	2009年 9月	300億円	2022年 8月	優先株
⑨ 東和銀行	2009年12月	200億円 150億円	2018年 5月 2024年 5月	優先株
⑩ 高知銀行	2009年12月	150億円	2023年 9月	優先株
⑪ 北都銀行	2010年 3月	50億円 50億円	2021年 9月 2023年 2月	優先株
⑫ 宮崎太陽銀行	2010年 3月	130億円	2022年11月	優先株
⑬ 豊和銀行	2014年 3月	70億円 90億円	2025年 8月 2029年 4月	優先株
⑭ 山梨県民信用組合	2009年 9月	450億円	25年	信託受益権
⑮ ぐんまみらい信用組合	2012年12月	250億円	25年	信託受益権
⑯ 東京厚生信用組合	2014年 3月	50億円	25年	信託受益権
⑰ 横浜幸銀信用組合	2014年 3月	190億円	25年	信託受益権
⑱ 釧路信用組合	2014年12月	80億円	25年	信託受益権
⑲ 滋賀県信用組合	2014年12月	90億円	25年	信託受益権
⑳ 全国信用協同組合連合会	2015年12月	106億円	20年	優先出資
㉑ 全国信用協同組合連合会	2016年12月	62.4億円	20年	優先出資
㉒ 全国信用協同組合連合会	2017年12月	100億円	20年	優先出資
㉓ 全国信用協同組合連合会	2020年3月	20億円	20年	優先出資
㉔ 全国信用協同組合連合会	2020年3月	72億円	25年	優先出資

<震災特例>

（2025年9月30日時点）

資本参加額 2,310億円（銀行分：1,250億円、協金分：1,060億円）
現在残額 2,110億円（銀行分：1,050億円、協金分：1,060億円）

金融機関名	資本参加日	資本参加額	一斉取得日・返済日 信託・引受期間	資本参加方式
㉕ 仙台銀行	2011年 9月	300億円	2036年10月	優先株
㉖ 筑波銀行	2011年 9月	350億円	2031年10月	優先株
㉗ 七十七銀行	2011年12月	200億円	2015年 6月	劣後ローン
㉘ 東北銀行	2012年 9月	100億円	2037年 9月	優先株
㉙ きらやか銀行	2012年12月	200億円 100億円	2037年10月 2037年12月	優先株
㉚ 相双五城信用組合	2012年 1月	160億円	37年	信託受益権
㉛ いわき信用組合	2012年 1月	200億円	14年（延長可）	信託受益権
㉜ 宮古信用金庫	2012年 2月	100億円	14年（延長可）	信託受益権
㉝ 気仙沼信用金庫	2012年 2月	150億円	14年（延長可）	信託受益権
㉞ 石巻信用金庫	2012年 2月	180億円	14年（延長可）	信託受益権
㉟ あぶくま信用金庫	2012年 2月	200億円	14年（延長可）	信託受益権
㊱ 那須信用組合	2012年 3月	70億円	25年	信託受益権

<コロナ特例>

資本参加額 416.8億円（銀行分：180億円）
現在残額 416.8億円（銀行分：180億円）

金融機関名	資本参加日	資本参加額	一斉取得日・返済日 信託・引受期間	資本参加方式
㊲ きらやか銀行	2023年 9月	180億円	2048年10月	優先株
㊳ 全国信用協同組合連合会	2024年 3月	140億円	25年	優先出資
㊴ 全国信用協同組合連合会	2025年 3月	96.8億円	25年	優先出資

<合計>

資本参加額 合計 （うち国分）	7,402.2億円 （7,257.2億円）
処分簿価額 合計	3,315.0億円
残 額 （うち国分）	4,087.2億円 （3,942.2億円）

は処分済。

※1 ①～㉔、㉞、㉟、㊱の信託期間及び引受期間については、法令上の定めがないことから、各金融機関の経営強化計画等に基づき記載

※2 ㉚～㉞の金融機関は、資本参加後14年後までに「経営の改善」又は「事業再構築に伴う資本整理」の認定の申請を行うこととされている（当該申請は延長可能）（㉚は認定済み）

※3 相双五城信組（㉚）、いわき信組（㉛）及び那須信組（㉞）は、国が全国信用協同組合連合会から信託受益権を買い取る方式により資本参加（国は、相双五城の139億円分、いわきの175億円分、那須の54億円分の信託受益権を買取り）

※4 宮古信金（㉜）、気仙沼信金（㉝）、石巻信金（㉞）及びあぶくま信金（㉟）は、国が信金中央金庫から信託受益権を買い取る方式により資本参加（国は、宮古の85億円分、気仙沼の130億円分、石巻の157億円分、あぶくまの175億円分の信託受益権を買取り）

(参考) 資本増強・資本参加の実績

- 平成金融危機以降、これまでの金融機関に対する**公的資金による資本増強・資本参加の総額は約13.1兆円**。
- 金融機能強化法に基づく資本参加の一部を除き全て回収済みで、**回収益は約1.7兆円**。

(単位：億円、2025年9月30日時点)

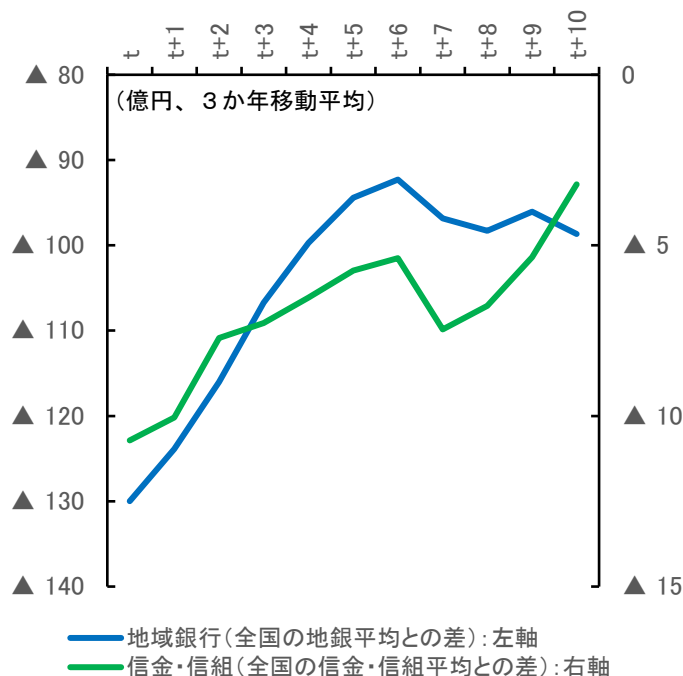
	資本増強・ 資本参加額		回収額 (c)	回収益 (d)=c-(a-b)
	(a)	残額 (b)		
資本増強	123,809	—	140,743	16,934
旧安定化法	18,156	—	18,737	581
早期健全化法	86,053	—	99,783	13,730
預金保険法	19,600	—	22,224	2,624
資本参加	7,317	3,942	3,653	278
組織再編成法	60	—	60	—
金融機能強化法	7,257	3,942	3,593	278
合計 [資本増強・資本参加]	131,126	3,942	144,396	17,212

- ※1 旧安定化法：金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律
 早期健全化法：金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律
 組織再編成法：金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法
- ※2 回収額・回収益に利息、配当金等は含まない。
- ※3 億円単位未満四捨五入しているため、合計金額が一致しないところがある。
- ※4 預金保険機構資料より金融庁作成。

資本参加先の業務純益・中小企業向け貸出等の動向

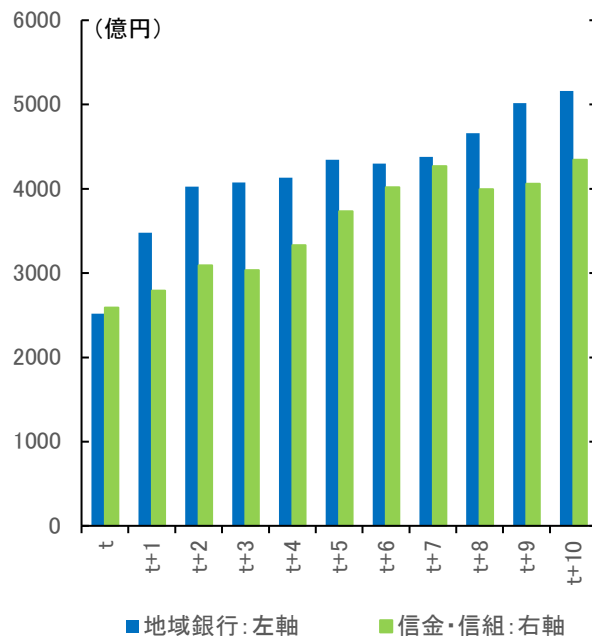
- **業務純益**について、地域銀行及び信用金庫・信用組合ともに、資本参加以降、**全国平均とのギャップ（差分）は概ね改善傾向**。【図1】
- **中小企業向け貸出残高**は、地域銀行及び信用金庫・信用組合ともに、資本参加以降**増加傾向**。【図2】
- **震災特例**に関してみると、被災3県に所在する資本参加先（震災特例活用先）における**被災者向け事業性新規融資実行額（累積）**について、資本参加以降、**同地域の平均額とのギャップ（差分）は改善・プラス方向に拡大傾向**。【図3】

【図1】業務純益のギャップの推移
（対象先平均と全国平均との差）



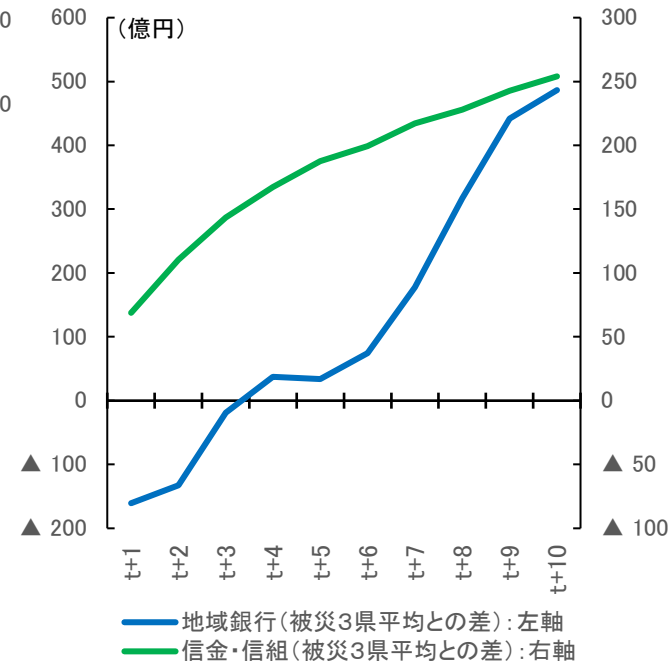
- ※1 資本参加直後の決算期をt期とする。
 ※2 資本参加先は、返済済の先を除く地域銀行5先、信用金庫・信用組合25先が対象（2024年3月以降資本参加した先は対象外）。

【図2】中小企業向け貸出残高の推移
（対象先の平均）



- ※1 資本参加直後の決算期をt期とする。
 ※2 資本参加先は、返済済の先を除く地域銀行5先、信用金庫・信用組合25先が対象（2024年3月以降資本参加した先は対象外）。
 ※3 中小企業の定義は、旧中小企業金融円滑化法第2条第2項に基づく。

【図3】被災者向け事業性新規融資実行額（累積）のギャップの推移（対象先平均と同地域平均との差）



- ※1 資本参加直後の決算期をt期とする。
 ※2 資本参加先は、被災3県（岩手県、宮城県、福島県）に所在する先のうち、返済済の先を除く地域銀行2先、信用金庫・信用組合6先が対象。
 ※3 被災3県の地域の平均は、資本参加先を含む地域銀行8先、信用金庫・信用組合26先から算出。

(参考) 金融機能強化法に基づく資本参加の効果に関する分析事例

- 金融機能強化法に基づく資本参加が地域銀行の貸出行動に与える影響に関する学術研究は少ないが、2005年度から2014年度までを対象とする実証分析※において、次のような結果と解釈が示されている。

※永田邦和「資本注入と地域銀行の貸出行動」家森信善編著『地方創生のための地域金融機関の役割』（中央経済社、2018年）

- **金融機能強化法による資本注入を受けた銀行は、非注人行よりも、総貸出や中小企業向け貸出を増加させている**ことが示された。中小企業向け貸出を増加させる効果は、初年度だけでなく、2年目以降も継続している。
- **金融機能強化法注人行は保証の利用を減らす**ことが示された。保証の利用が減少する効果は、資本注入を受けた初年度よりも、2年目以降に強くなる傾向にある。
- **震災特例による資本注人行は、担保や保証を利用せずに中小企業向け貸出を増加させており、被災地の復興を金融面から強く支えている。**



金融機能強化法注人行は、担保や保証の利用を増やすことなく、貸出や中小企業向け貸出を増加させていることから、**金融機能強化法による資本注入政策は効果的**であるといえる。

事案の概要 [第三者委員会調査報告書]

いわき信用組合が、遅くとも2004年3月頃から2011年3月頃にかけて、X1社グループに対して、①本件迂回融資及び②本件無断借名融資の手法を用いて極めて多額の融資金を不正に資金提供し、かつ、当該資金提供の事実を2024年11月15日の公表時まで組織的に隠蔽していた事案。

(本件迂回融資)
事業実態のないペーパーカンパニー三社を通じてX1社グループに融資金を交付するという資金提供手段。

(本件無断借名融資)
X1社グループとは無関係の個人の名義を基本的に無断で借用して、不正な融資を実行して金銭を捻出する手法。



(注) このほか、元職員の横領とその事実の組織的な隠蔽などの不祥事案も発生。

いわき信用組合の概要 (2024年3月期)

① 理事長	金成 茂 (57歳) ※2025年6月13日時点
② 預金	2, 0 4 1 億円
③ 貸出金	1, 2 1 5 億円
④ コア業務純益 (除く 投信解約損益)	9 1 7 百万円
⑤ 当期純利益	2 1 4 百万円
⑥ 不良債権比率	5. 5 7 %
⑦ 自己資本比率	1 8. 6 4 % ※2012年 1 月に200億円の資本参加
⑧ 店舗数	1 5 店舗

これまでの主な経緯

2024年9月	X (旧Twitter) に同組合の不祥事案を告発する投稿	立入検査
2024年10月2日	同組合の内部調査の結果、概ね事実であることが判明	
2024年11月15日	同組合が、不祥事件の発覚と第三者委員会の設置を公表	
	報告徴求や随時ヒアリング等により事実確認	
2025年5月29日	東北財務局より、業務改善命令を発出	20
2025年5月30日	第三者委員会が、調査報告書を公表 同組合が、役員7名の辞任を表明	
2025年6月13日	同組合が総代会を開催し、新たな役員体制を決定・公表	
2025年6月30日	同組合が業務改善計画を提出・公表	

業務改善命令の主な内容

- 以下の観点からの経営管理態勢・法令等遵守態勢等の確立・強化
 - ・ 経営責任の明確化（責任追及を含む）
 - ・ 理事会及び監事による経営監視・牽制が適切に機能する経営管理態勢の確立（第三者により検証する体制の整備を含む）
 - ・ 全組合的な法令等遵守態勢の確立
 - ・ 内部管理態勢の確立
 - ・ 内部監査態勢の改善・強化による監査機能の実効性の確保
- 上記を踏まえた特定震災特例経営強化計画の見直し
- 承諾を得ずに開設された口座の名義人などに対する丁寧な説明
- 更なる事実関係の精査及び真相究明の徹底 など

いわき信用組合が策定した業務改善計画の概要

- 経営責任の明確化、民事・刑事の責任追及
 - ・ 不祥事案に関与した7名と監督責任を有する理事長の計8名の前常勤役員が辞任
 - ・ 不祥事案に関与した前／元常勤役員・職員に対し、民事の損害賠償請求訴訟の提起、刑事責任の告訴を準備
- 経営監視・牽制機能の確立
〔経営体制の見直し〕
 - ・ 理事長職の在任期間を6年までに制限
 - ・ 全信組連からコンプラ担当役員（常務理事）を招聘
 - ・ 非常勤理事に外部有識者2名を招聘〔経営監視体制の確立〕
 - ・ 利害関係のない外部有識者で構成する「経営監視委員会」を設置

- 法令等遵守態勢の確立
 - ・ 全信組連出身の理事が所管するコンプライアンス統括部署を新設
- 厳正な事務処理の徹底等
 - ・ 本部による厳格な融資審査の徹底
 - ・ 自己査定基準の見直し
- 内部監査の実効性確保
 - ・ 常勤監事の職務執行に対する非常勤監事からの牽制
 - ・ 内部監査の機能向上に向けた全信組連からの指導受入れ
- 上記を支える組織風土の改革
 - ・ 組織の実情把握に係る無記名アンケートの実施

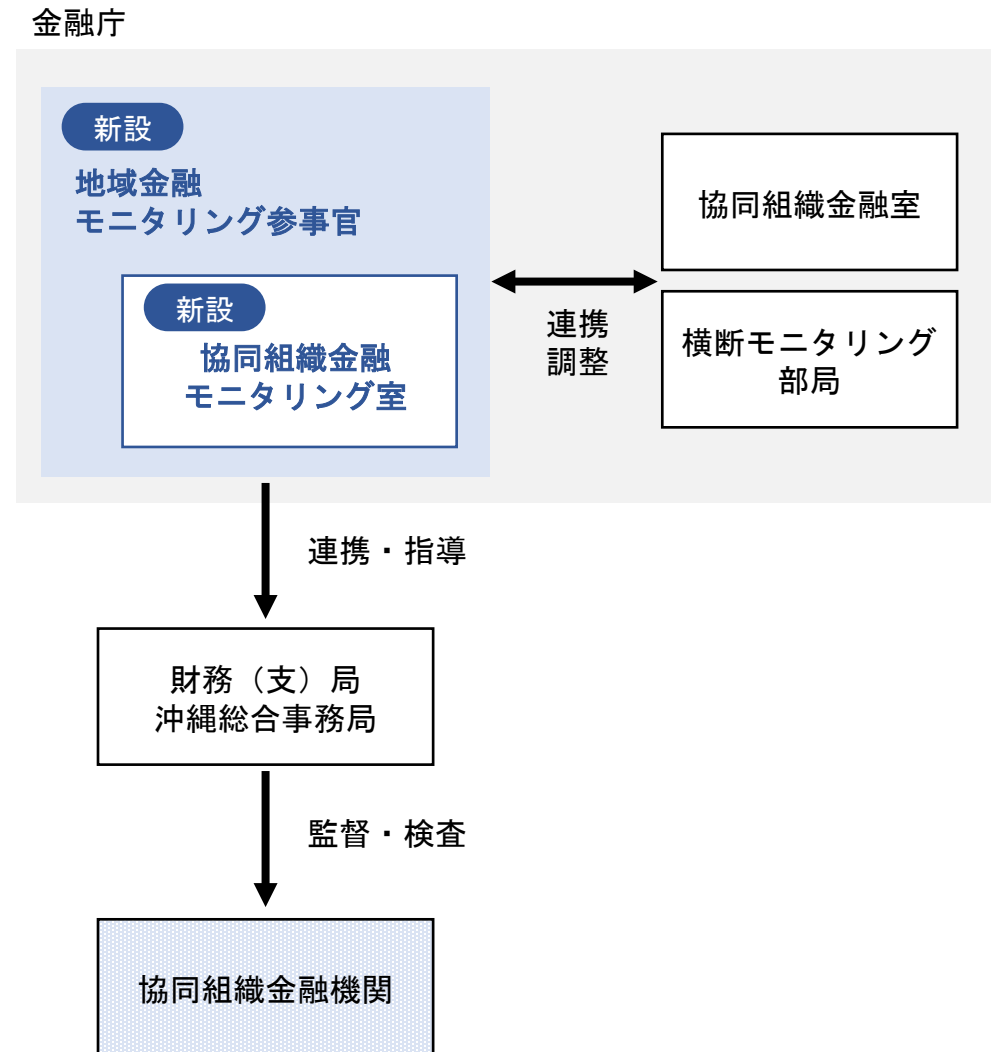
など

● 体制強化

- 「**地域金融モニタリング参事官**」を設置
地域銀行・協同組織金融機関に対する**モニタリング**を総括、各機関との総合調整を実施する。
- 「**協同組織金融モニタリング室**」を設置
同参事官の指揮のもと、全国の協同組織金融機関について、
 - ・ 財務データや各種リスクの状況及び動向の**調査・分析**を行うほか、
 - ・ 検査を含むモニタリングに関して、**財務局の企画・立案・実施をサポート・指示調整**する。

● 重点事項

- 足もと、一部の協同組織金融機関で不正融資や重大な法令違反が確認されたことも踏まえ、**協同組織金融機関の経営管理と業務運営の適切性**について、早期に課題を発見し、的確な対応を行う。
- 「**金利ある世界**」へ移行する中、各協同組織金融機関における**有価証券運用の状況**や**財務の健全性**に与える影響を確認する。



資本参加制度等の期限延長・拡充の方向性（案）

次のような方向性で資本参加制度等の期限延長・拡充を行うことについて、どう考えるか。

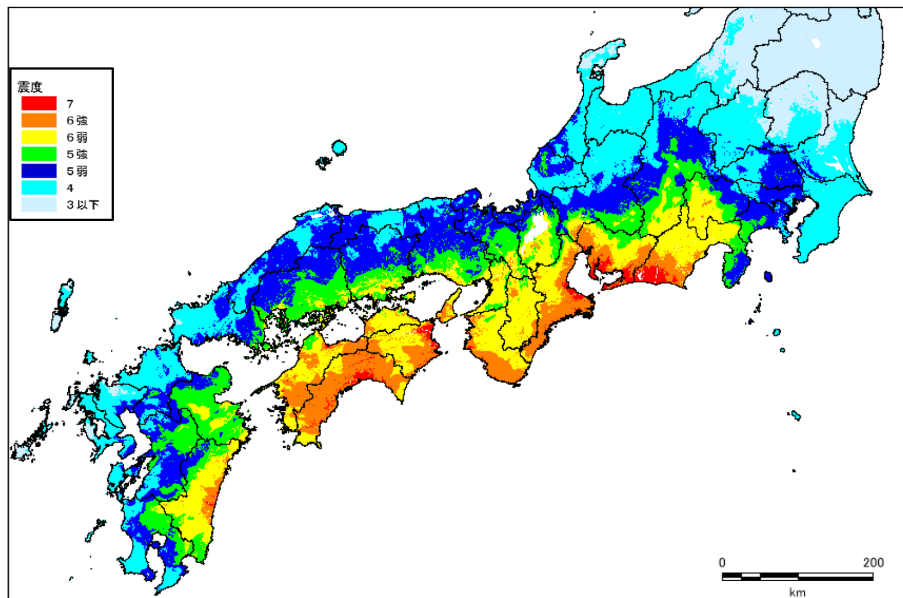
- これまで議論がなされてきた地域金融機関に求められる役割の発揮や経営基盤強化の必要性を踏まえ、資本参加制度を、これまでのように短期間の経済情勢等に対応するためだけではなく、地域金融機関が人口減少等の構造的課題に対応しつつ、その金融機能を維持・強化していくために必要な制度と位置付け、**長期的な目線で申請期限を設定する**。
- 将来発生するおそれがある大規模な自然災害や新たな感染症のまん延等に備え、その後の復興や経済活動の維持に必要な金融機能の発揮に万全を期すため、現行の**震災特例に相当する資本参加の特例を予め制度的に整備しておき、必要に応じて個別の災害等を指定することで当該特例を適用できるようにする**。
- 優先出資の消却可能性（優先出資の出し手にとっての投下資金の回収可能性）を高めることで、協同組織金融機関に対する優先出資を行いやすくする観点から、**優先出資法上、債権者保護手続を設けることを前提に優先出資の消却のための資本金等の減少を認める**（金融機能強化法に基づく資本参加に係る優先出資については現行の枠組みを維持する）。
- **最近の不祥事案を踏まえ、資本参加先の適切な経営管理と業務運営の確保のために、必要な規定を整備する**。
 - ※1 金融審議会総会（2025年6月25日）において、資本参加前に有識者で構成される金融機能強化審査会の意見を聴くことについて、現行法では審査会の枠外に置かれている事案もあるが、ぜひ審査会の機能を強化・充実していくことを考えてもらいたい旨のご意見があった。
 - ※2 2024年度以降における信用金庫・信用組合に対する行政処分は4件で、そのうち3件で経営管理態勢・法令等遵守態勢の問題が指摘され、内部監査態勢の改善・強化（内部監査部門の独立性の確保等）が命じられている。なお、信用金庫・信用組合の役員については、銀行の役員と異なり、適格性（経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有するなど）を求める法令上の規定がない。
 - ※3 金融機能強化法においては、経営強化計画の記載事項の履行命令は規定されているものの、計画の変更命令は規定されておらず、いわき信用組合に対する行政処分（2025年5月29日）では、業法（協同組合による金融事業に関する法律において準用する銀行法）上の権限に基づき、金融機能強化法上の経営強化計画を見直すことが命じられた。

(参考) 南海トラフ地震の被害想定等

● 発生確率※1

南海トラフ地震（マグニチュード8～9クラス）が**30年以内に発生する確率は60～90%程度以上**（又は20～50%）とされている。

● 震度分布※2



● 被害想定

	南海トラフ地震※3	東日本大震災
死者数※4	約17.7万人～約29.8万人	19,782人※6
全壊消失棟数※5	約235.0万棟	122,053棟※6
避難者数	最大 約1,230万人	最大 約47万人※7
資産等の被害	約224.9兆円	約16.9兆円※8
経済活動への影響	約45.4兆円	—

※1 「南海トラフの地震活動の長期評価（第二版一部改訂）について」地震調査研究推進本部地震調査委員会（2025年9月26日）。南海トラフ地震の評価においては2つの異なるモデルが用いられており、それぞれの信頼性について現在の科学的知見からは優劣をつけることができないことから、2つの異なる確率が併記されている。なお、確率の具体的な値を示す場合には、2つの計算方法の中でも、より高い方の確率値（今後30年以内に60～90%程度以上）を強調することが望ましいとされている。

※2 「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ報告書概要」内閣府（2025年3月31日）。地震動は陸側ケース。

※3 「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ報告書説明資料」内閣府（2025年3月31日）。最大クラスの地震における被害想定。

※4 地震動：陸側、津波ケース①（駿河湾～紀伊半島沖に大すべり域＋超大すべり域を設定）、冬・深夜、風速8m/s、早期避難意識70%～20%のケース。災害関連死者数は含まない。

※5 地震動：陸側、津波ケース⑤（四国沖～九州沖に大すべり域＋超大すべり域を設定）、冬・夕方、風速8m/sのケース。

※6 「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の被害状況（令和7年3月1日現在）」消防庁（2025年3月10日）

※7 「復興の現状と今後の取組」復興庁（2025年9月）。発災当初の避難者数。

※8 「緊急災害対策本部とりまとめ報「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）について」（令和7年3月10日10:00現在）」内閣府緊急災害対策本部（2025年3月10日）

(参考) 金融機能強化法に基づく資本参加の4方式

	単体方式	組織再編成方式	信託受益権方式 (協同組織金融機関向け)	中央機関方式 (協同組織金融機関向け) ※2008年改正で追加
資本参加の仕組み				
趣旨	金融機関単体の金融機能を強化	組織再編成の当事者の金融機能を強化	中央機関による協同組織金融機関への資本支援を間接的に支援	協同組織金融機関全体（業界全体）の金融機能を強化
計画等	金融機関が経営強化計画を作成	組織再編成の当事者が経営強化計画を作成 ・組織再編成法に基づく特例※の適用あり	協同組織金融機関が経営強化計画を、中央機関が経営強化指導計画をそれぞれ作成 ・中央機関による資本支援が先行	中央機関が協同組織金融機関強化方針を作成 ・協同組織金融機関は国との関係では計画等を作成せず、中央機関が資本参加先を国に報告
審査会の意見聴取	必要	必要があると認めるとき	不要	必要があると認めるとき

※組織再編成法（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法）に基づく特例のうち、次の2つが適用される。

- ①事業譲渡に際し、公告等を行うことにより、根拠当権の譲渡に係る個別承諾の取得を不要とする。
- ②合併等に反対して脱退した会員から信金等が取得した持分の消却を可能とする（本来は速やかな処分（他の会員への譲渡）が必要）。

(参考) 協同組織金融機関における員外監事の選任

- 内部監査部門の要となるべき監事について、信用金庫は2名以上、信用組合は1名以上（一定規模以上の場合は2名以上）を選任する必要。また、**一定規模以上の信用金庫・信用組合は、1名以上の「員外監事」を選任する必要。**

※1 「一定規模以上」の基準は、信用金庫は預金等総額が50億円以上、信用組合は預金等総額が50億円以上かつ員外預金比率が10%以上。
 なお、外部監査の担い手となる会計監査人の設置が必要となる基準は、信用金庫は預金等総額が200億円以上、信用組合は預金等総額が200億円以上かつ員外預金比率が10%以上。

※2 理事については、少なくとも定数（信用金庫5名以上、信用組合3名以上）の2/3は会員・組合員又はその役員でなければならない、「員外理事」は法定されていない。なお、信用金庫は、業界申し合わせにより、1名以上の「職員外理事」の選任を推進。

- 現状において、**複数の員外監事を選任している信用金庫・信用組合は限定的。**

		理事長の在任期間				
		0年以上	5年以上	10年以上	15年以上	20年以上
信用金庫	総数	254	99	38	14	10
	うち複数の員外監事 を選任している先	74	29	11	4	2
	割合	29.1%	29.3%	28.9%	28.6%	20.0%
信用組合	総数	143	59	24	12	4
	うち複数の員外監事 を選任している先	19	9	2	0	0
	割合	13.3%	15.3%	8.3%	0.0%	0.0%
合計	総数	397	158	62	26	14
	うち複数の員外監事 を選任している先	93	38	13	4	2
	割合	23.4%	24.1%	21.0%	15.4%	14.3%

※1 理事長の在任期間の最大値は、信用金庫35年超、信用組合23年超。

※2 各信用金庫・信用組合から金融庁に提出される「役員名簿」（原則として2025年7月1日時点）又はディスクロージャー誌より金融庁作成。

3. 資金交付制度の期限延長・拡充の方向性

金融機能強化法に基づく資金交付制度の概要

- 人口減少地域等において**合併・経営統合等を行う地域金融機関等**が、経営基盤強化の**実施計画**を作成して**国の認定**を受け、国（預金保険機構）から**資金の交付**を受けることができる制度（2021年7月21日施行）。
- 経営基盤強化に必要な**追加的な初期コストの1/3（上限30億円）**を交付。

対象	事業の抜本的な見直しとして実施する 合併・経営統合等の経営基盤強化の計画 （「実施計画」）を作成して 国の認定 を受けた 地域金融機関等
実施計画の記載事項	・ 計画期間（5年以上） ・ 経営基盤強化の内容・時期 ・ 金融サービスの提供の維持に関する事項 ・ 地域経済の活性化に資する方策 ・ 計画の適切な実施に必要な経営体制 等
実施計画の認定要件	・ 提供する金融サービスが地域経済にとって不可欠 ・ 人口減少等により金融サービスの持続的提供が困難となるおそれ ・ 計画実施により金融サービスの提供が維持されると見込まれる 等
交付額	経営基盤強化に必要な 追加的な初期コスト （情報システム整備等）の 一部 （費用の 1/3（上限30億円） ）
財源	預金保険機構の 金融機能強化勘定 に属する 剰余金 を活用
監督	・ 計画の履行状況を原則 5年間モニタリング ・ 必要に応じ監督上の措置命令 ・ 事業の抜本的な見直し（合併・経営統合の場合はその実行）が実施されない場合には資金の返還を求める
申請期限	2026年3月末 （制度の施行から 約5年間の申請期間 を確保）

● 金融審議会 銀行制度等ワーキング・グループ報告 - 経済を力強く支える金融機能の確立に向けて - (抄) (2020年12月22日)

第2章 地域における金融機能の維持

1. 背景

地域銀行等（以下「地銀等」という）が、厳しい経営環境の下、顧客ニーズに対応して貸出に留まらない総合的な金融サービスを提供し、ポストコロナの地域経済の回復・再生に貢献するためには、経営基盤の強化が従来にも増して重要となる。

地銀等の経営基盤強化に向けた戦略は様々であり、いずれの戦略を選択するかは各地銀等の経営判断による。同時に、現下の経営環境の厳しさを踏まえると、地銀等の経営基盤強化の選択肢をさらに拡充する施策が求められる。

第1章で述べた業務範囲規制や出資規制の緩和は、地銀等による収益力の強化や経費の合理化に資するとの観点からは、こうした施策の一環とも位置付けられる。加えて、人口減少地域などにおける対面の融資サービスを維持する選択肢となるよう、銀行代理業等の規制を緩和することが考えられる。また、地域密着型のビジネスモデルを強化する観点から行う非上場化にあたって配意すべき点について検討する。さらに、**合併・経営統合等に取り組む地銀等に対する「資金交付制度（仮称）」を時限措置として創設**することが考えられる。

2. 対応の方向性

(3) 資金交付制度の創設

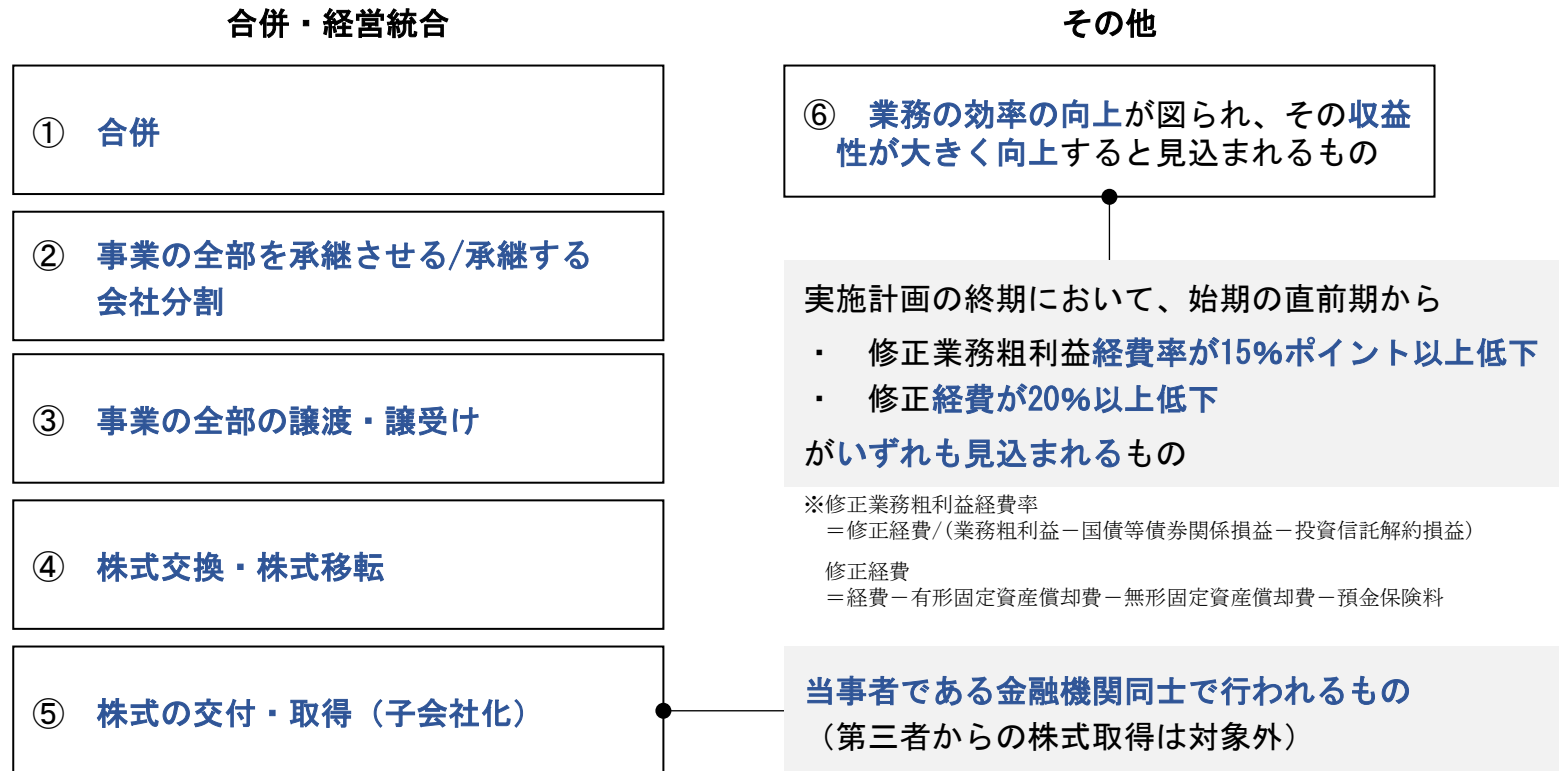
地銀等には、ポストコロナの地域経済の回復・再生を支える「要」としての役割が期待されている。しかし、生産年齢人口の減少や低金利環境の継続など地銀等の経営環境は厳しく、特に人口減少地域では将来的にその役割を十分に果たせなくなるおそれがある。

このため、**地銀等がこうした役割を持続的に果たせるよう、その業務範囲や出資に関する規制の緩和（第1章参照）と合わせて、地銀等が合併・経営統合等の抜本的な事業の見直しを行う際の時限的な支援措置として「資金交付制度」を創設**することが考えられる。

資金交付制度の対象【行為】

- 対象行為は、金融機関が主として業務を行っている**地域における基盤的金融サービス**（国民生活及び経済活動の基盤となるサービス）の**提供の維持のために必要な事業の抜本的な見直し**として実施する**組織再編成等**。
- 合併・経営統合のほか、単独で業務の効率性・収益性が大きく向上すると見込まれる場合も含まれる。

対象行為（組織再編成等）の類型



資金交付制度の対象【経費】

- 対象経費は、事業の抜本的な見直しとして実施する組織再編成等に要する経費の一部。例えば、情報システムの整備（改修・統合）や店舗の統廃合等に要する一時的な経費が対象となりうる。
- 通常の業務運営において経常的に発生する経費や各種契約の解除等に伴って発生する経費（違約金等）は対象外。

対象経費の種類

- ① 新たな商品やサービスの開発・提供
- ② 先端技術を活用した設備・機器・プログラム等の導入
- ③ 情報システムの整備（改修・統合等）
- ④ 営業所や事務所の新設・改修・廃止等
- ⑤ 事務の集約・委託等の合理化
- ⑥ その他
[経費の削減や収益性の向上が継続的に図られ、利用者利便の向上や地域経済の活性化に資するもの]

対象経費となりうるもの（例）

- ・ 情報システムの整備（改修・統合）
調査研究・設計・開発・テスト・移行・プロジェクト管理支援
・ ハード/ソフトウェア買取り等に要する経費
- ・ 営業所・事務所の新設・改修・廃止
設計・工事・移転・廃棄等に要する経費
- ・ 合併・経営統合関連
商号変更（店舗看板・通帳等の変更）・弁護士等のコンサルティング・各種規程や内部マニュアル作成等に要する経費

※上記に形式的に該当する場合であっても、各金融機関における具体的な取組の態様や資金交付の目的に鑑み、個別にその該当性を検討した結果、対象経費とはならない場合があることに留意。

対象経費とならないもの（例）

- ・ 金融機関自らが負担・支払を行うものではない経費
- ・ 通常の業務運営において経常的に発生すると認められる経費
- ・ 減価償却費など実際に現金の支出を伴わない経費
- ・ 各種契約の解除等に伴って発生する経費（違約金・損害賠償金・退職手当等）

金融機能強化法に基づく資金交付実績

- 合併・経営統合を行う7件の実施計画を認定し、交付予定額の合計は約150億円。※既交付額は約73億円
- 地域銀行の合併に係る交付対象経費の平均は約158億円（いずれも交付予定額は上限の30億円）。

(2025年3月31日時点)

金融機関名	認定日	計画実施期間	交付対象経費	交付予定額 (既交付額※1)	主な用途	認定要件
① 福邦銀行	2021年 9月28日	2021年10月～ 2027年3月	42.79億円	14.26億円※2 (2.32億円)	①システム改修 ②機器・装置の導入 ③店舗統廃合	株式交付 (2021年10月福井銀行による子会社化)
② 青森銀行 みちのく銀行	2022年 3月23日	2022年4月～ 2027年3月	248.59億円	30.00億円 (30.00億円)	①システム改修 ②機器・装置の導入 ③店舗統廃合 ④合併・経営統合関連	合併 (2022年4月経営統合、2025年1月合併)
③ 愛知銀行 中京銀行	2022年 9月22日	2022年10月～ 2028年3月	162.04億円	30.00億円 (29.63億円)	①システム改修 ②機器・装置の導入 ③店舗統廃合 ④合併・経営統合関連	合併 (2022年10月経営統合、2025年1月合併)
④ 八十二銀行 長野銀行	2023年 5月29日	2023年6月～ 2029年3月	131.65億円	30.00億円 (10.60億円)	①システム改修 ②機器・装置の導入 ③店舗統廃合 ④合併・経営統合関連	合併 (2023年6月経営統合、2026年1月合併)
⑤ はばたき信用組合 三條信用組合 新潟鉄道信用組合	2023年 5月29日	2023年6月～ 2029年3月	2.56億円	0.85億円 (0.44億円)	①システム導入 ②機器・装置の導入 ③店舗統廃合 ④合併関連	合併 (2023年11月合併)
⑥ 福井銀行 福邦銀行	2024年 9月20日	2024年10月～ 2030年3月	101.40億円	27.67億円 (0.76億円)	①システム改修 ②機器・装置の導入 ③店舗統廃合 ④合併・経営統合関連	合併 (2026年5月合併予定)
⑦ 荘内銀行 北都銀行	2024年 9月20日	2024年10月～ 2030年3月	151.04億円	30.00億円 (0.17億円)	①システム改修 ②機器・装置の導入 ③店舗統廃合 ④合併・経営統合関連	合併 (2027年1月合併予定)

※1 各金融機関は、計画実施期間中に実際に発生した経費を半期ごとに預金保険機構に対して報告することで資金の交付を受けており、各金融機関における2025年3月末までの交付累計額を記載。

※2 ⑥福井銀行・福邦銀行との新たな資金交付契約の締結に伴い、①福邦銀行との既存の資金交付契約は2024年9月に合意解除。解除時点での福邦銀行に対する資金交付額の実績は2.32億円。

※3 ※2を踏まえ、①福邦銀行及び⑥福井銀行・福邦銀行に対する交付予定額の総額を30億円として計算。なお、地域銀行の合併に係る交付対象経費の平均は、①福邦銀行の交付対象経費を含めずに算出。

(参考) 独占禁止法の特例法

- 地域銀行が、合併等により生じる余力に応じて、地方におけるサービス維持への取組を行うことを前提に、地域における**シェアが高くなっても特例的に合併等が認められるよう、10年間の時限措置として独占禁止法の適用除外を認める特例法**が制定されている（2020年11月27日施行）。
- これまでに**2件の合併で活用**。※青森銀行・みちのく銀行（2022年3月認可）、八十二銀行・長野銀行（2023年5月認可）

独占禁止法の特例法の概要

- 乗合バス事業者及び地域銀行（「特定地域基盤企業」と総称）の経営力の強化、生産性の向上等を通じて、**将来にわたるサービス提供の維持を図ることにより、地域経済の活性化及び地域住民の生活の向上を図り、もって一般消費者の利益を確保**するとともに、国民経済の健全な発展に資することを目的とする。
- **合併等（合併、持株会社の設立、株式取得等）の認可を受けようとする特定地域基盤企業又は親会社は、基盤的サービス維持計画を主務大臣に提出。**
- **主務大臣は、基盤的サービスに係る競争状況の変化により、利用者に対して不当な基盤的サービスの価格の上昇その他の不当な不利益を生ずるおそれがあると認めるときは、不当な不利益の防止のための方策を求めることができる。**
- **主務大臣は合併等を認可（公正取引委員会に協議）。**
 - ① 合併等に係る特定地域基盤企業が基盤的サービスを提供する地域の全部又は相当部分において、特定地域基盤企業の全部又は一部が提供する基盤的サービスに係る収支の悪化（需要の持続的な減少によるものに限る。）により、特定地域基盤企業の全部又は一部が基盤的サービスを将来にわたって持続的に提供することが困難となるおそれがあること。
 - ② 合併等により、基盤的サービスに係る**事業の改善が見込まれるとともに、その改善に応じ、基盤的サービスの提供の維持が図られること。**
 - ③ 合併等により、**利用者に対して不当な基盤的サービスの価格の上昇その他の不当な不利益を生ずるおそれがあると認められないこと。**
- **10年の時限措置とする。**

資金交付制度の期限延長・拡充の方向性（案）

- 今後も地域金融機関による合併・経営統合を含む経営基盤強化に向けた取組を後押ししていくため、資金交付の申請期限を延長することが考えられるが、資金交付は、資本参加と異なり返済を求めないものであり、財源にも限りがある。このため、**資金交付制度と同様の政策目的を有する独占禁止法の特例法の廃止期限も意識しつつ、政策効果の発揮が期待できるような延長幅を検討することについて、どう考えるか。**
- これまでの活用実績等を踏まえつつ、より効果的に地域金融機関の経営基盤強化に向けた取組を後押ししていくとともに、合併・経営統合に限らず、事務の共同化を含めた業務の効率化を一層強力に支援していく観点から、**次のような方向性で資金交付制度の拡充を行うことについて、どう考えるか。**

1. これまでの活用実績等を踏まえた制度の拡充

- 1) 地域銀行の合併に係る交付対象経費の実績（平均約158億円）を踏まえ、交付上限額（現行30億円）を引き上げるほか、大企業向けの補助金の例を参考に設定された補助率（現行1/3）を、協同組織金融機関については中小企業向けの補助金の例を参考に引き上げる。
- 2) 地域経済の持続可能性の確保や金融システムの安定に資すると認められる合併・経営統合（例えば、①資本増強に関する業務改善命令を受けた金融機関を当事者とする合併・経営統合、②合併転換法※¹に基づく業態を超えた合併）については、交付上限額と補助率を通常よりも引き上げる（インセンティブの強化）。
- 3) 交付対象行為に、当事者である金融機関以外の者からの株式取得（例えば、公開買付け）を通じた他の金融機関の子会社化を加えるほか、交付対象経費に、合併・経営統合に伴い生じるシステム解約違約金を加える。
- 4) 他の金融機関の子会社化など、情報管理を徹底しつつ短期間で実行される経営統合もあることを踏まえ、実施計画の策定に要する期間を考慮し、経営統合後の相当の期間内に資金交付の申請を行うことも可能とする。

2. 事務の共同化を含めた業務の効率化を支援していくための制度の拡充

- 1) 単体で資金交付を受ける場合の業務の効率化に係る要件※²について、人件費・物価の上昇等を踏まえ、適切な水準に見直す。
- 2) 中小の地域金融機関について、地域経済の活性化に向けた取組を行うことを前提に、業務の効率化に資するシステム共同化に関する資金交付の枠組みを整備する。

※¹ 金融機関の合併及び転換に関する法律。金融機関が相互に適正な競争を行うことができるような環境を整備して金融の効率化を図ることを目的とする。

※² 実施計画の終期において、始期の直前期から、修正業務粗利益経費率（修正経費/（業務粗利益－国債等債券関係損益－投資信託解約損益））が15%ポイント以上低下、かつ、修正経費（経費－有形固定資産償却費－無形固定資産償却費－預金保険料）が20%以上低下。